

公職選挙法第二五三条の二関係事件の審理計画に関する試案について

昭和36年3月31日刑一第44号高等裁判所長
官、地方裁判所長あて刑事局長通知

標記事件の審理促進をはかるための諸方策については、すでに昭和三十四年七月二十八日最高裁判一第一〇九号事務総長通達等に基づいて、各庁においてそれぞれ配慮されているところと存じますが、本月二十七、二十八の両日開催された全国刑事裁判官会同において、会同員である大阪地方裁判所田中勇雄判事から、右事件につきいわゆる百日裁判を実施するための審理計画として、別紙のような試案の紹介がなされました。右試案は、標記事件の係属をみるに至らなかつた等の事情のため、実施に移される運びとはならなかつたようではありますが、前記通達別紙(一)に定める諸方策をさらに具体化した提案が多く含まれており、また、一般の刑事事件における第一回公判期日前の公判準備に関する運用方策としても参考となるところが多いように考えられますので、ご参考までに送付します。

(別紙)

一 起訴手続について(検察官に対する要望事項)

- 1 百日裁判に適するような形式で起訴されたい。
- 2 併合審理を請求する事件はなるべく同時に起訴されたい。
- 3 調書の整理を終わった上で起訴されたい。
- 4 起訴事実の多い場合、公判進行の模様によつては公訴の一部取消しをも考慮されたい。

二 公判準備について(検察官および弁護人に対する要望事項)

- 1 取調べを請求する調書および直ちに証人として請求する者の調書は、謄本を作成して弁護人に配布されたい。
- 2 冒頭陳述、証拠申請(立証趣旨を含む。)は、書面に作成してあらかじめ各弁護人に配布されたい。
- 3 検察官の取調請求する調書につきあらかじめ認否を交換し、検察官側の証人数を確定されたい。
- 4 弁護人側の立証を準備されたい(書証については、認否を交換すること。)
- 5 裁判所が中心となつて期日の打合せをし、あらかじめ終結予定までの期日を予定する。

三 公判手続について

- 1 原則として他の事件を併合しない。
- 2 当初に双方の主張および争点を明確にされたい。一釈明事項は、あらかじめ当事者で交換しおかれたい。
- 3 約一か月後(起訴後)から証拠調べを実施する。大体隔週ごとに一週間連日開廷する。
- 4 証人は、原則として申請者側で在廷せしめる。
- 5 証人尋問については、原則として速記調書を作成する。尋問は、争点にしぼられたい(調書の部分的同意等を考慮すること。)
- 6 公判調書は非開廷の一週間内に整理を終える。

四 裁判所の準備

- 1 担当部の事件の配点、未済事件の割替え等を考慮する。
- 2 右公判開廷にたえるよう、担当部の裁判官、書記官、速記官の配置および法廷を考慮する。
- 3 他の部(民事部とも交渉)も期日指定に協力する。